

## 令和8年度学童保育所入所にあたっての留意事項

令和8年度に学童保育を利用する方への留意事項について、下記のとおりお知らせします。

### 1 学童保育所について

#### (1) 対象児童

##### ①通常保育

村内の小学校へ通学予定で、保護者の労働等により放課後の家庭が留守となる小学校1～6学年の児童

##### ②一時保育

通常保育の対象とならない児童であって、保護者の就労、就学、傷病、災害、出産、看護、介護、リフレッシュ等の理由で一時的に保育が困難となる児童

※利用日の4日前までに申込書を提出していただきますよう、ご協力ください。

#### (2) 開設場所

①東部学童保育所（東部小学校併設） 対象：東部小学校へ通学する児童

②西部学童保育所（西部小学校併設） 対象：西部小学校へ通学する児童

※土曜日は東部学童保育所での合同保育となります。

#### (3) 開設時間

①月曜日から金曜日・・・放課後から午後6時まで

②土曜日、春休み、夏休み、冬休み・・・午前8時半から午後6時まで

※やむを得ず時間外を希望される方は事前に指導員に必ずご相談ください。

#### (4) 休所日

①日曜日

②祝祭日

③12月29日から翌日1月3日まで

④その他特別な事情が生じた場合（事前に保護者へ連絡します）

#### (5) 保育料について

通常保育、一時保育ともに無料。

※イベント代などで材料費等を徴収する場合があります。

## 2 退所及び短期間欠席の手続

- (1) 児童を学童保育所から退所させる場合は、退所届を提出してください。
- (2) 学童保育所を短期間（1ヶ月単位）欠席するときは、短期欠席届を提出してください。

## 3 留意事項

- (1) 次の場合は、速やかに保育所に届出を行ってください。
  - ①保護者等の世帯構成に変更があった場合
  - ②保護者等の就労先に変更があった場合
  - ③保護者及び児童の緊急連絡先が変更になった場合
- (2) 2週間ごとに予定表を児童にお渡しします。必要事項を記入のうえ期限までに必ず保育所へご提出ください。
- (3) **児童を欠席又は早退させるとときは、事前に保育所へ連絡をお願いします。**
- (4) 児童が保育所から帰宅する際は、必ず保護者の迎えをお願いします。
- (5) 保育所では、指導員の指示に従うよう児童に指導してください。
- (6) 発熱等の病気の場合は、保護者のお迎えをお願いします。
- (7) 夏休み等の長期休暇の場合は、昼食・飲み物を各自持参してください。
- (8) 保育所で使用する上履きを用意してください。（希望児のみ）
- (9) 感染症（インフルエンザ等）が流行している場合、本人及び家庭内で感染症の発症や感染症の疑いが認められる場合等は、利用を制限する場合があります。
- (10) 仕事を辞めて、求職活動をする場合、前職を辞めた月から2ヶ月間は学童保育所の利用が可能ですが、なお、求職活動中に関する書類を提出いただきますのでその際は保育所又は教育委員会へご相談ください。

◆問い合わせ先  
教育委員会事務局 ☎ 96-0544